(目的)

第1条 この条例は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差に<u>鑑み</u>、県民の消費生活における利益の擁護及び増進に関し、基本理念を定め、県及び事業者の果たすべき責務並びに消費者の果たすべき役割を明らかにするとともに、県が実施する施策について必要な事項を定めることにより、県民の消費生活の安定及び向上を図ることを目的とする。

新

(基本理念)

- 第1条の2 県民の消費生活における利益の擁護及び増進は、県、事業者 及び消費者が相互に協力し、県民の消費生活における基本的な需要が 満たされ、その健全な生活環境が確保される中で、次に掲げる消費者 の権利(以下「消費者の権利」という。)を確立するとともに、消費者が 自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援す ることを基本とするものとする。
 - (1) 消費者の安全が確保される権利
 - (2) 消費生活に係る商品及び役務(以下「商品等」という。)<u>並びに事業</u> 者による購入の対象となる物品について、消費者の自主的かつ合理 的な選択の機会が確保される権利
 - (3) ~ (6) (略)

(目的)

第1条 この条例は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差に<u>かんがみ</u>、県民の消費生活における利益の擁護及び増進に関し、基本理念を定め、県及び事業者の果たすべき責務並びに消費者の果たすべき役割を明らかにするとともに、県が実施する施策について必要な事項を定めることにより、県民の消費生活の安定及び向上を図ることを目的とする。

旧

(基本理念)

- 第1条の2 県民の消費生活における利益の擁護及び増進は、県、事業者 及び消費者が相互に協力し、県民の消費生活における基本的な需要が 満たされ、その健全な生活環境が確保される中で、次に掲げる消費者 の権利(以下「消費者の権利」という。)を確立するとともに、消費者が 自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援す ることを基本とするものとする。
 - (1) 消費者の安全が確保される権利
 - (2) 消費生活に係る商品及び役務(以下「商品等」という。)について、消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保される権利
 - (3) ~ (6) (略)

第2条 ~ 第3条 (略)

(事業者の責務)

- 第4条 事業者は、消費者の権利を守り、常に法令を遵守するとともに、 基本理念に鑑み、商品等の供給及び物品の購入に当たっては、消費者 の安全の確保、適正な計量及び表示の実施、取引の適正化等必要な措 置を講じ、並びに県及び市町村が実施する消費生活の安定及び向上を 図るための施策に協力する責務を有する。
- 2 事業者は、商品等の供給<u>及び物品の購入</u>に当たっては、消費者の知識、 経験その他の状況に配慮するよう努めなければならない。

 $3 \sim 4$ (略)

第5条 (略)

第6条 (略)

2 知事は、事業者の供給する商品等が消費者の生命、身体又は財産に 危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるか否かを判断するため必要が あると認めるときは、当該事業者に対し、期間を定めて、当該商品等 が消費者の生命、身体又は財産に危害を及ぼさず、又は及ぼすおそれ がないことの合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。 この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、<u>前項</u> の規定の適用については、当該商品等は、消費者の生命、身体又は財 産に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある商品等であると推定する ものとする。

3 (略)

第2条 ~ 第3条 (略)

(事業者の責務)

- 第4条 事業者は、消費者の権利を守り、常に法令を遵守するとともに、 基本理念に<u>かんがみ</u>、商品等の供給に当たっては、消費者の安全の確保、適正な計量及び表示の実施、取引の適正化等必要な措置を講じ、 並びに県及び市町村が実施する消費生活の安定及び向上を図るための 施策に協力する責務を有する。
- 2 事業者は、商品等の供給に当たっては、消費者の知識、経験その他の 状況に配慮するよう努めなければならない。

 $3 \sim 4$ (略)

第5条 (略)

第6条 (略)

- 2 知事は、事業者の供給する商品等が消費者の生命、身体又は財産に 危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるか否かを判断するため必要が あると認めるときは、当該事業者に対し、期間を定めて、当該商品等 が消費者の生命、身体又は財産に危害を及ぼさず、又は及ぼすおそれ がないことの合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。 この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、第1項 の規定の適用については、当該商品等は、消費者の生命、身体又は財 産に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある商品等であると推定する ものとする。
- 3 (略)

第7条 ~ 第17条 (略)

(不当な取引行為の禁止等)

第18条 事業者は、消費者との間で行う商品等の取引<u>又は特定商取引に</u>関する法律(昭和51年法律第57号)第58条の4に規定する訪問購入(以下「訪問購入」という。)に関し、次の各号のいずれかに該当する行為で規則で定めるもの(以下「不当な取引行為」という。)を行ってはならない。

(1) ~ (5) (略)

(6) 訪問購入について、勧誘の要請をしていない者に対し、勧誘する 等の不当な方法で、訪問購入の勧誘又は勧誘を受ける意思の有無の 確認をする行為

 $2 \sim 6$ (略)

第18条の2 (略)

(消費者教育の推進)

第18条の3 県は、消費生活について学習する機会が広く求められている状況に<u>鑑み</u>、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場において、消費者教育が充実されるよう、必要な施策を講ずるものとする。

第18条の4 ~ 第18条の6 (略)

第7条 ~ 第17条 (略)

(不当な取引行為の禁止等)

第18条 事業者は、消費者との間で行う商品等の取引に関し、次の各号のいずれかに該当する行為で規則で定めるもの(以下「不当な取引行為」という。)を行ってはならない。

(1) ~ (5) (略)

(新設)

 $2 \sim 6$ (略

第18条の2 ~ 第18条の6 (略)

(消費者教育の推進)

第18条の3 県は、消費生活について学習する機会が広く求められている 状況に<u>かんがみ</u>、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場において、 消費者教育が充実されるよう、必要な施策を講ずるものとする。

第18条の4 ~ 第18条の6 (略)

(訴訟費用等の援助)

第18条の7 知事は、消費者が商品等、その取引又は訪問購入によって受けた被害に関し、事業者を相手とする訴訟を提起するときは、規則で定めるところにより、当該訴訟を提起する消費者に対し、当該訴訟に要する費用に充てる資金の貸付け及び当該訴訟を維持するために必要な資料の提供等を行うことができる。

(訴訟費用等の援助)

第18条の7 知事は、消費者が商品等<u>又はその取引</u>によって受けた被害に関し、事業者を相手とする訴訟を提起するときは、規則で定めるところにより、当該訴訟を提起する消費者に対し、当該訴訟に要する費用に充てる資金の貸付け及び当該訴訟を維持するために必要な資料の提供等を行うことができる。